



新座市告示第 61 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により下記の書類を交付するので、本市いきいき健康部国保年金課に出頭の上受領されたい。

なお、下記書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により公示の日から起算して7日を経過したときに、その送達の効力を生じる。

令和 8 年 3 月 10 日

新座市長 並 木 傑



記

| 送達すべき書類の名称        | 送達を受けるべき者の氏名              |
|-------------------|---------------------------|
| 令和7年度国民健康保険税納税通知書 | LIU JIAYI                 |
| 令和7年度国民健康保険税納税通知書 | NICHOLS JOSH<br>UA DAVID  |
| 令和7年度国民健康保険税納税通知書 | DASHZEVEG UL<br>ZI IDAVAA |